

議案第46号

八広児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、八広児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
八広児童館	東京都千代田区神田神保町二丁目 20番地SP神保町第二ビル5階 小学館集英社プロダクション・ 理究キッズ共同事業体 代表者 株式会社小学館集英 社プロダクション 代表取締役 都築 伸一郎	令和6年4月1日から令 和11年3月31日まで

(提案理由)

八広児童館の指定管理者を指定する必要がある。